

令和5年度第6回  
多摩市国民健康保険運営協議会

令和6年2月1日（木）午後1時30分  
多摩市役所西第1・第2会議室

1.開催日 令和6年2月1日(木)

2.会場 多摩市役所西第1・第2会議室

3.出席者

被保険者代表委員 齊藤順子、津布久光男、峯村辰夫、山村正宏

保険医・薬剤師代表委員 辻野正久、寺田武司、橋本循一、林幹彦

公益代表委員 伊藤 挙、下井直毅、舟木素子、若林佳史、

被用者保険代表委員 川又久義

事務局 保健医療政策担当部長 本多剛史  
保険年金課長 河島理恵  
保険税担当 定石倫彦  
保険税担当 宇都宮久美子  
国保担当 坂本全史  
国保担当 高橋麻智子  
国保担当 比留間麻海

午後1時30分 開会

○下井会長 では、時間になりましたので始めたいと思います。

お聞き苦しいところがあると思います。大変申し訳ございません、よろしくお願いいたします。

それでは、第6回多摩市国民健康保険運営協議会を始めたいと思います。開会に先立ちまして、会議を傍聴される方はいらっしゃいますか。

○坂本国保担当 本日は2名おります。

○下井会長 皆さん、会議の傍聴はよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○下井会長 ありがとうございます。では、よろしくお願いいたします。

(傍聴者入室)

○下井会長 ありがとうございます。では、出席状況報告のほうを、事務局、お願いいたします。

○坂本国保担当 本日、原委員から欠席の連絡が入っております。辻野委員から遅れる旨の連絡が入っております。

以上です。

○下井会長 ありがとうございます。

本日の議事録署名委員ですけれども、齊藤委員と林委員、いらっしゃいますか。

○林委員 はい。

○下井会長 すみません、お願いいたします。

では、配付資料の確認をしたいと思います。事務局、御説明をお願いいたします。

○坂本国保担当 では、配付資料の御説明の前に、本日、リモート会議になっておりますので、発言される方、音声拾うために挙手していただいて、私がマイク持っていきますので、最初にお名前を言っていただいて、御発言をお願いできればと思いますので、お手数ですが、お願いいたします。

それでは、配付資料を確認いたします。まず、机上の配付物です。1つ目、次第、2つ目、資料の1、国民健康保険の保険税率等の見直しについての答申書(案)になります。A4の両面1枚です。資料の2、国民健康保険制度に関する意見書の(案)、1枚です。資料の3、多摩市国民健康保険税課税限度額及び軽減判定基準額の変更についての諮問書の写しにな

ります。資料の4、令和6年度の保険税の制度改正予定について、A4の両面1枚になっております。資料の5、多摩市国民健康保険税課税限度額及び軽減判定基準額の変更についての答申書の(案)になります。それと当日お配りした資料で、1つが子ども子育てサービスガイドの冊子を机上に置かせていただいています。後ほど御意見賜りますデータヘルス計画の概要版になりますけれども、A3判、両面で用意いたしましたので、確認をお願いします。

配付資料は、前回の会議で資料1として、令和6年度の事業費納付金と本算定結果につきましては、まだ未定の部分がありましたので一旦回収しましたけれども、完成しましたので本日お配りさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

配付資料は以上です。

○下井会長 ありがとうございます。皆さん、御面倒をおかけして、本当に申し訳ございません。では、多摩市国民健康保険の保険税率等の見直しについての答申書(案)につきまして、12月21日、1月18日の審議を受けて事務局のほうで案を作成していただきまして、私と若林会長代行で事前に目を通したものを、本日、委員の皆様にご確認いただきたいと思っています。

初めに、ちょっと時間を取りますので、審議に入る前に、この資料1について、御一読をお願いいたします。

#### (資料確認)

○下井会長 この資料1の答申書案の3なんですけれども、子育て世帯の負担軽減の在り方について、前回の会議の中で、市で行っている子育て施策にはどのようなものがあるのかという御質問がありましたので、これに関して、事務局のほうより説明をお願いいたします。

○本多保健医療政策担当部長 事務局の本多です。よろしく願いいたします。

前回の会議で、多摩市の子育て支援の取組、どういうことをやっているのかというような御質問がありまして、本日はお手元に、この子ども子育てサービスガイドというタイトルの冊子をお配りしてございます。これを見ていただくと、多摩市でどういう子育て支援策を行っているのかということをもとにまとめているものでございますので、これを見ていただくのが一番いいんですけれども、ただ、これを全部説明していると時間が限られておりますので、今日はこの中でも特に特徴的なものを御説明させていただけたらと考えております。

まず、子育て支援というと、どうしても思い浮かべるのが保育園の待機児童ということはどうなっているのかということがまず頭に浮かぶかと思います。このガイドブックのページ数が下に振ってありますけれども、73ページ、74ページ、御覧ください。こちらが市

内の保育園、それと幼稚園など子育て支援施設を多摩市のマップに落とし込んだものになっております。保育園、幼稚園といってもいろんな種類ございますので、それぞれの種類ごとに分けております。

現在、多摩市の特徴として待機児童はほぼ解消しているということで、1人か2人ぐらいという状況でございます。また、来年度に向けて、今保育園の募集も始まっておりますけれども、皆さん御存じのように、聖蹟桜ヶ丘の駅のところにタワーマンションができておりまして、そのマンションに非常に子育て世代が移り住んできているということでは、保育需要がまた高まってきております。我々といたしまして、マンションの3階になりますか、新たに認証保育所という施設を40人規模になりますけれども、東京都の認証保育所という施設が開設をこの2月からいたします関係で、そこである程度、保育ニーズを吸収したいなと考えております。

それともう一つは特徴といたしまして、多摩市は幼稚園が複数ございます。そのマップで言いますと右側のページのほうのちょっと茶色っぽいところと、幼稚園というのは9時から始まって2時に終わるんですけども、その前後の時間、朝早い時間帯と2時に終わって夕方までの時間、そこをお預かりするような取組をこの全園でやっていただいております。その茶色と下のところの紫の部分ですね。そういったことで、そこは非常に他市と比べて特徴的ということで、保育園に預けなくても幼稚園で朝から夕方までお子さんをお預かりすることができるというような特徴がございます。

それと、これはそのガイドブックには書いてございませんけれども、一時期ちょっと話題になりました、子どもを保育園に預けて、そこで発生した使用済みおむつを持ち帰るというような話題が一時期マスコミで報道されたんですけども、お持ち帰り問題というようなことですね。それも今年度から使用済みの紙おむつについては、公立、認可、認証と全ての園でお持ち帰りをなくしたということで、園で処分をします。お持ち帰りしていただくと、かなり重いものを持って帰っていただくということで、臭いも問題もありますけれども、そういった面での子育て支援ということで解消を行っております。

それとそのガイドブックの19ページになりますけれども、上の部分に子どもの医療費助成制度という項目がございます。こちらはお子さんの医療費の助成を多摩市もほかの自治体と同じように行っておりますけれども、多摩市の場合、このマル子医療証というのが真ん中にごございます。これは小中学生の年代の方。あとその下にマル青という文字がございますけれども、これは高校生世代でございます。この2つの世代については、親御さんの所得

の多寡に関係なく、所得制限なしに医療費の控除を行うということで、この辺は、ほかの自治体によっては、所得制限を設けているというようなところもございますけれども、多摩市はそこを撤廃して、全ての方に医療費を助成するというような取組を行っております。

そちらに書いてございますけれども、通院1回につき上限200円の自己負担ありということで、200円だけはいただいておりますけれども、それ以外の医療費にかかるものについては助成を全て行う、全額助成を行うということを行っております。

それとあと、先ほどの後ろの市内のマップのところを見ていただくと、右下のところに児童館というところがございます。多摩市内、市内に10か所の児童館がございまして、ここでも子育て支援ということで、子育て世代のお母さんたちの悩み相談ですとか、あとはそこでの友達をつくっていただくような取組、それと小学生、中学生が放課後の過ごす居場所としての場所ということで、こういった児童館が市内に10か所あるということで、この辺はほかの自治体と比べても施設数は多いということで、ここでも子育て支援の取組を行っております。

最近では、パルテノン多摩の施設内に子どもと遊べる施設をつくったりですとか、あと同じく多摩センターの中央図書館の中には、開放的でおしゃべりも楽しみながら読書ができるようなそういうスペースも設けてございまして、雨の日でも子育てができる、子どもと一緒に過ごすことができるような場所の取組を行っております。

雑駁でございますけど、以上のような取組を行っております。

○下井会長 ありがとうございます。では、ここまで含めて、この答申書（案）に対する意見交換を行いたいと思います。御意見ある方、お願いいたします。

○林委員 今、保育園とかの説明がありましたけど、その職員さんとか保育士さんに対する助成とか、何か取組というのはあるんでしょうか。職員が今度は減ってきちゃうと回らないと思うんですけど、市で何かやっているようなことというのはないですかね。

○本多保健医療政策担当部長 保育園の保育士さんの処遇面については、いわゆる公定価格ということで、ある程度、国で決めた金額が支給されるということなんですけども、我々としては、そこにプラスアルファの市独自の助成ということを行ってございまして、長く勤めさせていただくということで、処遇面の待遇について多少、市の独自助成みたいなことは行っております。

○下井会長 ありがとうございます。ほかにいらっしゃいますか。もしマイク使うまでもないということでしたら、別にマイクなしでも御発言くださって構いませんので、お願いしま

す。

○寺田委員 寺田です。御質問を1点させていただきます。

これは的外れな質問かもしれないんですけども、マップを見させていただくと、少し偏りがあるというか、例えば連光寺とか聖ヶ丘のほうにはなかったり、貝取の奥のほうとかには保育園がなかった、保育所がなかったりというのがあるんですけども、これでも今現状では全て賄えているということなんですか。それとも、例えばもしここら辺あたりにマンションとかが建って、お子さんとかが入ってきたら、また、新しくそういった保育所とかというのを立ち上げるということのは可能だったりするのでしょうか。

○本多保健医療政策担当部長 バランスのお話かと思えますけども、やはり保育ニーズというのが駅近のところのニーズが高くて、どうしてもやっぱり駅近の保育園に申込みが殺到してしまうという現象がございますので、駅から少し離れたところは今空きも生じているような状況でございますので、市全体としては、今、全員を受け入れられるようなそういう状況ではございません。

ですので、今後そういった空白エリアに例えば大きな大型のマンションができたということで、保育ニーズがまた上がると、その対策はどういうふうに打っていくのかというのは、またそれは対策を考えていくことになると思います。

○寺田委員 ありがとうございます。

○下井会長 ありがとうございます。ほかにいらっしゃいますでしょうか。答申書案についても、これでよろしいでしょうか。もし御意見があったらお願いいたします。些細な点でも構いませんし、お願いします。

○津布久委員 市民代表の津布久です。直接この答申書の内容ではなくて、確認ですけども、もう今の時点では、近隣市でもこういう答申というのは出されているのかどうか、参考にお聞かせ願いたいと思います。多摩市の場合はこれを拝見しますと、前回の状況のとおり、今回は値上げする形では読み取れますけども、他市の状況を分かれば教えていただきたい。

○河島保険年金課長 河島です。まだ、答申を受けていないところもございますし、先月、課長会がございまして、その際にもう既に答申をもらっている自治体もあれば、まだというところもございます。数については把握できておりません。

○津布久委員 ありがとうございます。

○下井会長 ありがとうございます。ほかに、お願いします。

○川又委員 健保組合代表の川又です。答申書のほうなんですけれども、前の引き上げると

きにパーセント、毎年4%引き上げる原則だと入っていたと思うんですけども、前も引き上げるときにパーセントが載っていたと思うんですけども、今回4%引上げとか入っていないんですが、これ4%引き上げる前提の数値ですか。

○河島保険年金課長 裏面をちょっと見ていただきまして、諮問書のほうに案をつくらせていただいて、実質4%増ということでさせていただいております。

○下井会長 この保険税率の数値は4%という数値になるということですね。

○河島保険年金課長 諮問のほうにも4%と明確には示していなくて、こちらの5,812万9,300円ということで記載させておりますけれども、実質4%増ということとなっております。

○川又委員 分かりました。

○下井会長 川又委員、よろしいですか。

○川又委員 はい。

○下井会長 ありがとうございます。ほかにありますでしょうか。答申書(案)はこれよろしいですか。

○若林職務代行 1点だけ、私のほうから。

○下井会長 お願いいたします。

○若林職務代行 代行の若林です。この答申書の最後の言葉なんですけども、「別紙の意見書のとおり」という文言なんですけども、この意見書の位置づけがちょっと曖昧かなと思っ  
ていまして、別紙といった場合には、この答申書の付録みたいな感じになってしまうもので  
すから、全く独立した意見書を提出するという意味では「併せて」といったような言葉のほ  
うがいいかなと感じますけれども、これはこの意見書の位置づけになりますので、皆さんの  
御意見をお伺いしたいかなと思っております。

それから、この別紙の意見書と言うのではなくて、鍵括弧で、「国民健康保険制度に関する  
意見書」という正式名称でお願いします。

以上です。

○下井会長 ありがとうございます。これに関して、皆さんどうでしょうか。なお、令和6  
年度についても併せて「国民健康保険制度に関する意見書のとおり」というような記載の仕  
方ですけども、御意見いかがでしょうか。

○津布久委員 そのほうが重みがありますよね。一体だということでしょうか。

○若林職務代行 ですから、併せて「国民健康保険制度に関する意見書」を提出させていた

だきますので、国民健康保険の構造的問題に向けた取組を進めてくださいというのがすんなりしているかなと思いますけども。

○下井会長 ありがとうございます。どうでしょう、皆さん。

○津布久委員 賛成です。大賛成です。

○下井会長 ありがとうございます。このところを別紙の意見書というところを、併せて「国民健康保険制度に関する意見書」ということでよろしいですか。ありがとうございます。若林先生、ありがとうございます。それでお願いいたします。

○橋本委員 橋本でございます。本当に重箱の隅をつつくような揚げ足取りみたいで申し訳ないんですけど、表面の最後の、ここに多摩市健康保険の見直しについて、「についてについて」と重複するので、「見直しについてに対して」とか、そういう文言のほうが分かりやすいような気がいたします。

あと、ここで下記のとおりで「記」がいきなり始まって、その後がページをめくらないとなので、記以降、次の裏面に回すことはできないものでしょうか。

○下井会長 そうですね、この記は裏面にして見やすくしたほうが良いような気がします。

○橋本委員 何となくそんな気も、体裁だけの問題です。

○河島保険年金課長 ちょっと体裁のほうは整えます。

○下井会長 この「についてについて」というところは、これは役所表現なんですか。

○河島保険年金課長 いや、役所的表現ではございませんので、に対してということで修正させていただきます。

○下井会長 すみません、ありがとうございます。

○河島保険年金課長 はい。

○下井会長 ありがとうございます、橋本先生。ほかにもございますでしょうか。

もしなければ、答申書案はこれでお願いできたらと思います。ありがとうございます。

続きまして、この意見書に関してになります。この意見書、資料2ですけども、意見書(案)につきましても、これまでの審議を受けて事務局のほうで案を作成していただきまして、若林会長代行と私とで事前に目を通したものを本日委員の皆様にご確認いただきたいと思っています。

先ほどと同様に初めに少し時間を取りますので、この資料2、審議に入る前に御一読をお願いいたします。

(資料確認)

○下井会長 それでは、この意見書（案）について、御意見いただけたらと思います。お願いします。

○伊藤委員 伊藤です。ちょっと細かいところなんですけど、下から２段目、２つ目の「今後、少子高齢化の進展、人口の減少、医療の高度化などを背景として医療費の増大」とあるんですけど、その人口の減少そのものは、医療費の増大にはそんなに結びつかないはずなんです。生産年齢人口の減少が問題になるところで、むしろ少子高齢化の進展と医療費の高度化というところがいいので、世界的に見るとむしろ人口の増大がやっぱり医療がかさむというのが世界的な問題なので、この人口の減少は外してもいいのか、あるいはその生産年齢人口と書かないと意味は通じないかもしれないという。

○下井会長 なるほど、この人口の減少という言葉、医療費の増大と直接関係ないんじゃないかという御意見、皆さんどうでしょうか。実際には関係ないんですかね。

○河島保険年金課長 事務局ですけれども、人口減少を取ってしまうか、もしくは生産年齢人口とするかというところでよろしいですかね。

○下井会長 どちらがよろしいですか、皆さん、人口の減少を取ってしまうか、生産年齢人口の減少。生産年齢人口の減少自体は医療費の問題と関係あるんですか。

○伊藤委員 払う人間が減るのでそうなるよ。

○下井会長 なるほど。

○林委員 少子高齢化と生産年齢人口の減少って似ていますよね。取っちゃっていいかもしれない。同じことを言うんじゃないくて、少子高齢化は裏返せば生産年齢人口の減少ということですから、取っちゃってもいいのかな、生産年齢人口と少子高齢化を２つ並べなくてもいいかもしれない。

○下井会長 ありがとうございます。お願いします。

○橋本委員 橋本でございます。本当にまた細かいところで申しにくいんですけど、真ん中中段のところ、「東京都に支払う国民健康保険事業費納付金は、平成３０年度の一人当たり１５１,３５７円から令和６年度」この金額というところを、令和６年度何々円というのに合わせて、平成３０年度１５１,３５７円として、「事業費納付金は、一人当たり平成３０年度１５１,３５７円から令和６年度１９６,６５０円」のほうが頭に入りやすいかなという気がするの１点と、あと、その下のところで被保険者で棒が２本入って、「とりわけ」でちょっと棒が長い気もするんですよ。いかがでしょうか。

○下井会長 なるほど、まずこの一人当たりの位置ですけれども、一人当たりが１５万と１

9万両方にかかるから、前に持ってきたほうがいいんじゃないかという御意見だと思えますけども、これは、皆さんいかがですか。前に持ってきていいですかね。

○若林職務代行 若林ですけれども、ここを一人当たりと考えるのか、総額として考えるのかによってちょっと意味合いが違ってきますので、一人当たりとするか、総額これだけになったとするか、皆さんでお考えいただければと思います。

○下井会長 ありがとうございます。お願いします。

○河島保険年金課長 説明させていただきます。あえて一人当たりということで事務局案をつくったんですけれども、総額ですと今年度、資料1を見ていただくと下がっているんですね。納付金の総額、支払わなければいけない総額が。これがやはり東京都の算定方針が変わっているということもありまして、ただ、被保険者数の減少により一人が負担する金額が増えているというところで、あえて一人当たりということにさせていただきました。

○下井会長 確かに自治体の負担が個人の負担と考えると、一人当たりのほうが分かりやすいような気がしますけど、いかがでしょうか。ここは一人当たりでいいですか。一人当たりの位置、お願いします。

○津布久委員 被保険者が減っているからそういう現象になってしまうのでしょうか。

○河島保険年金課長 被保険者数が減っているという要因と、東京都が将来的に保険料を標準化するに当たって、計算式の中で医療費指数というのがあるんですけれども、それを東京都全体で同じにしていこうというところで、私どもの市は医療費指数が、高齢者の割合が他市よりも大きくて高いんです。若い人が多い自治体というのは医療費指数が低かったんですけれども、それを標準化することによって、医療費指数の高い自治体は納付金の金額が下がっているんですけれども、医療費指数の、若い人が多い指数の低いところは逆に上がってしまったということになっているんですね。だけれども、被保険者数は減ってしまって、結果的に一人が担わなければいけない納付金が上がっているということになります。

○津布久委員 そういうことなんだ。

○齊藤委員 そうであるならば、やっぱり一人当たりのほうがいいですね、そういう表現のほうが。

○下井会長 一人当たり、ここは一人当たりにおきましょうか。場所、位置は、平成30年度の前に持ってきたほうが分かりやすいですか。あるいは一人当たり151,357円（平成30年度）から196,650円（令和6年度）と括弧づけになってしまうか。混乱させてしまっていますか。

○津布久委員 それであればあれじゃないですか、これ一人当たりを先に持ってきちゃって、平成30年度の151,357円から令和6年度196,650円と増大。一人当たりのほうの納付金と言うんですか、納付金が対年度間で比較するとということが言いたいわけだから。

○下井会長 その一人当たりというのと金額というのをくっつけたほうが分かりやすいと思うので、くっつけたときには元号は括弧にしたほうがいいのかと思って。川又さん、お願いします。

○川又委員 この文章のほうが分かりやすくないですか、原文のままのほうが。

○下井会長 原文のままのほうがですか。

○川又委員 うん。平成30年度一人当たり15万から、6年度は19万6,000円と言ったほうがすんなりする気がするんですよね、文章的には、原文のほうが。

○下井会長 そうですか、このままのほうが分かりやすい感じですか。

○川又委員 原文のままのほうが分かりやすいような気がします。

○下井会長 なるほど。

○川又委員 あまりこねくり回さないほうがいいのかもしいですね。

○下井会長 じゃあ、ここはそのままでもいいですかね、橋本先生、いいですかね。

○橋本委員 下井先生の御提案で思ったんですけど、令和6年度の後もう1回一人当たりと入れる。

○下井会長 そうですね、入れるというのはいいいですかね。一人当たり151,357円から令和6年度一人当たり196,650円とそのほうが丁寧で正確。

○橋本委員 正確かなと。

○下井会長 それでよろしいですか、どうですか、皆さん。川又さん、どうですか。

○川又委員 いいですよ。

○下井会長 これでいいですか。

○川又委員 はい。

○下井会長 これは一人当たりでよろしいですかね、両方に一人当たりをかけると。ありがとうございます。

あと、2つ目の棒線の長さですかね。「とりわけ」というところの。

○齊藤委員 それこそ括弧にしたらどうですか。

○下井会長 括弧、どうですか、皆さん、御意見を。

- 峯村委員 棒線で示すというのはあんまり文章的にはなじみがない気がします。どうなんでしょうか、この棒線で「とりわけ」を強調しているのか何か分からないですけども。
- 河島保険年金課長 強調することであれば、括弧。
- 峯村委員 行政文書だから、この棒線で挟むって普通にありますか。
- 本多保健医療政策担当部長 行政文書では、これは特に。
- 峯村委員 そうですね、意見書ですからね。
- 林委員 分かりにくいです、はっきり言うと。だから、括弧のほうがいいと思います。なじみがない、何の意味をしているかよく分からない。
- 峯村委員 それか、棒線そのものをなくしちゃうか。
- 下井会長 ちなみにどんな感じで落ち着きそうですか、これ。どんな感じになっていますか、議論は。
- 河島保険年金課長 聞こえなかったですか、すみません。
- 下井会長 ごめんなさい。
- 河島保険年金課長 失礼しました。「とりわけ中間所得層」のところを括弧書きにするという御意見でした。
- 下井会長 分かりました。括弧書きでよろしいですか、皆さん。ありがとうございます。ここは括弧書きということで。ちょっと失念してしまっているんですけども、最初の冒頭の人口の減少のところは、どうなりましたでしょうか。
- 河島保険年金課長 取ってしまうということでもよろしいでしょうか。
- 峯村委員 はい。
- 下井会長 では、取ってしまうということでもありがとうございます。ほかに御意見ありますか。お願いします。
- 川又委員 細かい文章の話なんですけども、上から8行目の真ん中辺に「全区市町村」とありますよね。それと下から3行目に、これは「市区町村」になっているんです。どっちかに統一したほうがいいと思います。
- 河島保険年金課長 そろえます。
- 川又委員 それともう1点、13行目の中で、「今後さらなる、」とありますが、これは要らないんじゃないですか。「今後さらなる社会保険の適用範囲の拡大」、点は要らないと思います。ちょっと文章で細かいことですけども。
- 下井会長 ありがとうございます。ほかに御意見ありますか。お願いします。

○山村委員 6行目の「このような中」から「一方では」と続いて、そのまた2行後で、「また一方では」とありますが、この最初の「一方では」というのは何にかかっているか、ちょっと分かりにくかったですけど、もし何もかかっていないようであれば、後のほうの「一方では」だけでいいんじゃないかなと思ったものですから、どうでしょうか。

○若林職務代行 若林ですけども、ここは持続可能な国民健康保険制度の構築が一つ。そして、もう一つは財政健全化、この2つの両立が大切だということをまず言って、前者のほうの持続可能な構築が一方で、あとの一方では財政健全化についてと、そういう文章のつもりだったんですけども。

○寺田委員 寺田です。私もその「一方では」というのと、「また一方では」というところがちょっと気になったところで、何か例えば一方が幾つかあった場合には、その一方ではというところを入れてもいいのかもしれないと思ったんですけど、全部で二方なわけですね。なので一方では、また一方ではといくよりは、一番上の「一方では」を消してしまって、「また一方では」というところは生かして、そのままいったらいいかなとは思ったんですけど、いかがでしょうか。

○下井会長 なるほど。これは若林先生、いかがでしょうか。

○若林職務代行 結構です。それでも。

○下井会長 じゃあそれでということでお願いします。ありがとうございます。

ほかに。意見書もこれでよろしいでしょうか。ありがとうございます。これでお願いいたします。

続きまして、多摩市国民健康保険税課税限度額及び軽減判定基準額の変更についての諮問書ということで、本多部長、市長に代わって諮問書を朗読していただいて、若林職務代行に手交をお願いいたします。

○本多保健医療政策担当部長 それでは、お手元に諮問書のコピーがあるかと思います。資料が3だと思いますけれども、そちらの市長に代わり会長に諮問させていただきます。

多摩市国民健康保険税課税限度額及び軽減判定基準額の変更について、諮問させていただきます。このことについて、多摩市国民健康保険運営協議会規則第2条に基づき、貴協議会の意見を求めます。

記

## 1 諮問事項

### (1) 課税限度額の変更について

そちらに記載してあるように、後期高齢者支援金等分の変更が1点。

それと(2)減免判定金額の変更についてということで、変更後のところにありますが、均等割額が5割軽減となる世帯の判定金額。これを29万円から29万5,000円。それと均等割額が2割軽減となる世帯の判定金額で、こちらは53万5,000円を54万5,000円ということで、変更を諮問いたします。

(3)実施時期につきましては、令和6年4月1日。

2、変更の理由、令和6年度税制改正のためということでございます。

これを多摩市長から多摩市国民健康保険運営協議会会長、下井直毅殿ということで諮問させていただきます。

若林先生、お願いいたします。

(諮問書交付)

○若林職務代行 承りました。

○下井会長 ありがとうございます。それではこれに関するもので、資料3と4と5ですね。係長、お願いいたします。

○定石保険税担当 定石のほうから説明させていただきます。資料3から5、御説明いたします。

3は、今、御確認いただきました諮問書になります。内容は、今、本多部長のほうから説明させていただいた課税限度額と軽減判定額の変更でございます。いずれも一番下に諮問書ありますとおり、令和6年度の税制改正に伴うものということで、地方税法と慣例法令が改正されるということで、こちらのほうをお認めいただいた場合には、保険税の条例を改正して、対応を行うものです。

次の資料4のほうを御覧ください。後期高齢者の支援金等分が22万から24万に引き上げるということにより、真ん中にある表がありますが、例えば1人のところを御覧いただくと加入している世帯、今までは左側、所得が1,101万で限度額到達ということで、22万で止まっていたところが、改正すると24万まで上がるので、所得としては1,207万以上が限度額となることなので、この1,101万から1,207万の間のところがもう少し伸びて、この間の所得の方の税額が増額になるという形になります。2人、3人、4人のところも同じようにお読み取りいただければと思います。

こちら適用しますと、その下にありますとおり、今年度のデータから推測をさせていただきますと、該当する世帯は少ないんですが、36世帯、賦課額は523万ほど増加するというよ

うに試算をさせていただいております。

続きまして、裏面を御覧ください。所得が少ない方については、加入者1名ごとにかかる均等割額という軽減が2割、5割、7割ということで、段階的に軽減をされるという制度になっておりますが、これを判定する金額を改正するものです。

判定額が大きくなるという形になりますと、軽減の対象者が増えるという改正になります。判定額の増加は5,000円から、最大でも数万円ぐらいというところであまり大きくないので、影響する範囲としてはその下にありますとおり、125世帯ぐらいかなというところで、軽減で逆に減少する額は214万ぐらいと推測をしております。

以上2点を改正した場合は、単純に所得の大きい方の増額と所得の少ない方の幅が広がるというところで、両者は合わさるところがないので、算定額としては両者を合算した形になりますので、309万ほどの影響額という形になっております。309万円は、保険税全体の賦課想定額の大体0.1%ぐらいとあまり大きくないんですけども、それぐらいという形になります。

最後に資料の5のほうです。こちらは先ほどの諮問に対する答申案です。諮問をそのままお認めいただくという形で記載をさせていただいております。なお、一番下を書いてあるとおりですが、法改正については、国の法改正が確定するのは、例年3月下旬以降という形になりますので、法改正が成立した場合は4月1日からという形で、条例も改正させていただき、実施したいという形の答申案となっております。

御説明は以上になります。

○下井会長 ありがとうございます。この資料5は答申案になりますけれども、これに関する御質問、御意見お願いいたします。

○峯村委員 すみません。

○下井会長 お願いします。

○峯村委員 この諮問の根拠は、要するに税制改正ですよね。法律改正なので何かこれは何を議論するのか、私には見えないですけども、これは法改正の数値を自動的に当てはめた結果じゃないかと思うんです。

○定石保険税担当 そのとおりです。

○峯村委員 それを云々かんぬん言えるのかどうか、聞かせていただきたいんですけど。

○定石保険税担当 今、2つございまして、1つが限度額のことと、軽減判定の2種類なんですけども、軽減判定のものについては、基本的に正直言いまして、何かここで意見を挟ん

で何か変えられるという要素があるという形ではございません。限度額については、法律の改正案のところについては、これはあくまで限度額を定めるものなので65万、24万、17万が限度の額として法律で定められているものなので、ここを上回ることはできないだけの話であって例えば22万に据え置くということは可能です。ただ、基本的にほかの自治体もこれをあまり適用しないというところは少ないというふうには伺っております。

○峯村委員 ありがとうございます。

○下井会長 ありがとうございます。ほかにありますか。

○林委員 どうやってこの2万を上げる、僕はよく分からないですけど、後期高齢者支援金を2万円上げるということは、根拠としてはどこから来ているんですか。2万円上げる、1万円でも50円でもいいかもしれないけど、2万円というのどこから、その他市も一緒に上げると言っていたけど、根拠はどこにあるんですか。何を指標にしてこれを2万円上げていくんですか。

○定石保険税担当 国全体で決めているものなので、ほかの保険だとかを含めてその負担割合だとか、そういったところの限度の金額と。

○林委員 国が言われたものを書いているだけですか。

○定石保険税担当 国が書いたものを。

○林委員 でも、それを下げても、据え置いてもいいよということになっている。

○定石保険税担当 据え置いてもというか、ここまでしか上げられないよというところの限度まで、うちは上げさせていただきたいという形でお願いをするんですけど、いや、そこまで上げる必要ないよということは一応まだその余地はあります。

○林委員 上げることのメリットと上げないことのデメリット、2万円上げるとどうなる、2万円上げないとどうなんですか。

○定石保険税担当 上げないと所得の高い方に負担いただく金額が少ない、僅かですけども少なくなるので。

○林委員 そうすると市としてはどうなんですか。

○定石保険税担当 入ってくる収入が少なくなりますので、先ほど言ったその10億の繰入れだとかそういったものの金額が若干ですけども、増えることにはなりません。

○林委員 そこを言わないと分からないじゃないですか。2万円上げられる根拠もなく、2万円上げられてしまうか、市として困っているんだと、2万円上げないと今は駄目な状態なんだよというのであれば、皆さん、上げましょうということになるけど、何もなく2万円っ

て出てきたらよく分からないとなるんですよね。それで、ほかの市は大体24万に上げるというのをみんな足並みをそろえているわけですね。

○定石保険税担当　そうですね、そこは言葉足らずですみませんでした。

○下井会長　ほかに特にないですか。これもこの答申でよろしいですか。ありがとうございます。

では、次、3点目の協議事項になっておりますが、データヘルス計画の素案についてということで、これは高橋係長、御説明をお願いいたします。

○高橋国保担当　国保担当、高橋です。よろしくお願いします。

本日、当日追加になって申し訳ございませんでしたが、A3の資料のほうは、前回お配りした資料7と全く同じ計画の概要版をお配りしております。前回こちらの概要版と、あと素案そのものもお示しさせていただきましたが、こちらについて御意見があれば、この場でお伺いできればと思います。いかがでしょうか。

○下井会長　ありがとうございます。御意見、いかがでしょうか。お願いします。

○林委員　この概要版ではなくて、素案のほうを見させていただいたんですけど、まず、健康寿命のことなんですけど、この間、何か寿命か余命かという話がありましたよね。

まず、厚生省が一般的に言われている健康寿命というのは、今、多分2つあって、厚生省のほうは国民健康生活基礎調査で、その問題があるかないかということのをサリバン法で算出した、まず健康寿命と、今ここで使われているのは65歳の健康寿命、東京都の東京保健所長会方式ということなんですけれども、実際にこれを市民の皆様が見るときに、実際に厚生省が出している健康寿命だと、寿命と健康寿命の間って大体10歳ぐらいあるんですね。ちょっと僕、資料を持っていない、素案を持っていないので忘れちゃったんですけど、65歳にすると2歳か4歳ぐらいになっちゃうんですけども、そこら辺をまず皆さん見たときに本当に分かって、市役所の方も分かっているのかということがまず一つ。

それを見たときには、健康寿命って2歳しかない、健康寿命というか、不健康な寿命、健康寿命から死んでしまう、2歳ぐらいしかないのということになっちゃうので、そこは説明とか何なりをすとか、施策を考えるとときに皆さん本当に分かっているのか、僕、ちょっと疑問なんだけど、そこら辺をしっかりと認識しなければいけないんですね。

あとは、資料がないと分からない、うまく言えないんですけども、あといろいろあって、簡単なことを言うと、健康寿命で、65歳健康寿命のときに要介護2、あとは要支援1を出していますけれども、実を言うとそれって本当に要介護2を健康寿命、不健康寿命のところ

のボーダーにしているのかとか、要支援1をしているのかというのは、ちょっと疑問に残るんですね。

何でかという、データヘルス計画は、皆さん、東京都や国がやっているのかな。だからある程度の指標を出して、比較するにはそれは実を言うといいんですけども、でも、実際に要介護2の人って、僕は介護委員もやっているんですけど、ほとんどもう車椅子で動けない人なんです。あとは実際に介護保険を基にしてやっている、例えば家族が支援して動けない人だったりとか入院していたりする人というのは、実を言うとカウントされていないんですよ。そうすると介護支援人数を過小評価していることがあって、例えば要支援とかならなくても、膝が痛い、腰が痛い、動けないという人は実はたくさんいるんです。だから健康寿命って考えるときに、そこら辺を皆さん考えていかないと、これをアウトプットしていくわけだから、実際にこれを額面、字面どおり受け取ってしまうと非常に間違いが起きます。

あともいろいろあるんですけど、健康寿命というのは何を健康寿命というのかというのをやはり市民の方々にも分かりやすく出すことも大切だし、多分、市役所の方もそれがしっかり分かっているのかなと疑問に思うんだけど、この間余命のこともおっしゃっていたけど、65歳の平均寿命のところに出てくる、その人の寿命ですよ。この間、質問されていたのは分かりますか。あそこは本当は65歳余命にしなきゃいけないのかなと、それはしようがないので、このヘルス計画全体的な問題なんだけど、そういったことがあるので、そこら辺はもうちょっと詳しく、例えば市でパンフレットをつくって市民の皆さん、健康寿命こうですよというときは、しっかりとそこら辺出してあげないと、間違いや誤植が起きやすいようなデータだなという印象を受けました。それだけです。

○下井会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○高橋国保担当 御意見ありがとうございます。おっしゃっていただいたとおりで、これは本当は厳密な定義がそれぞれあって、持ってきているデータもそれぞれ違って、先ほどの要介護認定をそもそも使っているデータにしても、その認定自体の持つ意味などのバックデータをきちんと説明もしていないので、そういった意味で、市民の方というよりは一般的には大変誤解を招く可能性があるような表記になっているという御指摘はもうそのとおりなので、確かにおっしゃるとおり、国のほうでこの項目は入れなさいと決められているものが多いんですけども、そんな中で、できるだけ分かりやすく実態が伝えられるような表記ができる範囲でしていくのと、おっしゃっていただいたようにこれを外に出していくときにどんな形で伝えていけるか、私たちが伝えたいメッセージをどんなふうに伝えていける

かは、また今後も検討していきたいと思ひますし、今後もお力を借りられたらと思ひます。  
ありがとうございます。

○下井会長 ありがとうございます。

○本多保健医療政策担当部長 事務局の本多です。先生、ありがとうございます。

我々の部署以外にも恐らく健康推進課、高齢支援課、介護保険課といろんな部署で、この平均寿命とか健康寿命という言葉を使っていますので、その辺のばらばらな数値にならないように、部内でもそれは統一した見解で市民の方に示していけたらなと考えております。具体的にどういふふうにお示しするのか、これから内部で検討させていただきます。

○林委員 分かりました。

○下井会長 ちょっと、私、分からないんですけども、平均寿命、余命、健康寿命ってありますけども、要支援、要介護ってありますけども、要支援、要介護、健康寿命というのは、要支援だったら健康寿命ではないんですか、どんな関係なんですか。

○高橋国保担当 ありがとうございます。今、多分御質問いただいたのが東京都保健所長方式のほうの65歳健康寿命のほうだと思うんですが、これは、東京都がこいふふうに定めますといふその定義そのものが、要介護認定になるまでの期間、要支援認定になるまでの期間をその年齢で出しているといふものなので、要介護認定をそもそも先ほどの先生のお話にもあつたように、みんながみんな同じ健康状態とも限らないので、こいふ意味で、要介護認定が何なのか、どういふ方がそれを該当しているのかといふようなところの意味が、これだけで全部分かるわけではないので、こいふところで一番分かりやすくみんなで出しやすい数字を多分使っているんだと思うんですけども、要支援、要介護、それ自体は基準があるので要支援1、要介護2と言つたら、こいふレベルの場合に認定されますといふのがそれは国の基準であるといふところを前提に、その認定の人数といふかその年齢で要支援認定になる、要介護認定になるといふものを使っているといふあくまでも東京都さんのほうで今やっつけてくださっているものなんですけども、都内の自治体は割とこれを使っているところが多いと思ひます。

○下井会長 お願いします。

○林委員 なぜかといふと、多分データがまとめやすいんですよ。要介護、要支援申請しているから、データとしては、国、自治体が要介護認定、何人、要支援認定、何人といふのが把握しやすいから、データとして、ある程度まとめやすいものを取っているのかなと思ひます。実を言つると要支援とか要介護認定もすごくあやふやなところがあつて、僕はいつも文句

を言っているんですけども、そこがまずしっかりしているのか、国が決めたとは言っているけど、そこの認定が、基準はあるんですけど、しっかりしているのかというのもちょっと疑問なので、僕はデータがまとめやすい基準を採用していくと思っています。

○下井会長 ありがとうございます。ほかにこのデータ計画の素案のところで御質問、御意見、お願いします。

○川又委員 まず、特定健診・特定保健指導実施率を見させていただいて、特定保健指導は少しずつ伸びているということで、これは実は健保組合の受診率が非常に上がらないというのがありまして、なぜかという前も話したようになかなか取っつきにくいんですよ、それであって15%行くのがなかなか結構頑張っているなど。

あとはもう一つは、受診率が平成元年に一度上がっていますので、なるだけこの受診率を上げるように努力していただければと思っています。

それと次のジェネリックの利用促進、これも80%、目標達成しておりまして、これはなかなかこれ以上は難しいと思っています。というのは薬剤師の先生もいらっしゃいますけれども、今ジェネリックをやってもお医者さんが駄目だということもあるし、本人が嫌だということもあるし、あとはジェネリックが不足していますよね。その関係でもこの80%から100%行くかという、これははっきり言って無理だというふうに、これが上限かなと思っています。

それとここには書いていないんですけども、健保組合でもそうなんですけども、要は病気にならない、保険証を使っていない、健康な若者、この方に国民健康保険のメリットを何か与えられないか。ポイントとか例えばカードを配るとか、昔はそれは違反だったけど、今は大丈夫なはずなんですよね。ですから病気にならない、保険証も使わない、保険料を払っている方に対して、何かしらのメリットを考えていただければなと思っています。

以上です。

○下井会長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。お願いします。

○寺田委員 寺田です。先ほどのジェネリックのお話で、ちょっと1点、お話ありまして、利用率が80.1%、パーセント的には高いんですよ。ただ、その内訳ってどうなのかというところにはなります。例えばジェネリックでももとの薬が10円、ジェネリックだと6円になる、4円の差のものなのか。500円するものが半分の250円になると、250円の医療費削減になるわけですよ。でも、パーセンテージ的には一緒のパーセントになるわけです。なので、その内訳というのも結構必要かなと思ひまして、例えばレセプト件数

が多かったり、医療費がすごく高いものというのが上位で、前回の会議で示していただきましたけども、その中のパーセンテージで、そのジェネリック利用率が高ければ医療費削減のパーセンテージが高いわけですね。

でも、そんなに医療費かかっていないところでジェネリック率が高ければ、やっぱりそれなりに医療費削減には至っていないので、その内訳というところも結構大切にはなってくるので、今後そのジェネリック推進というところを考えると、そういったレセプトで、医療費が高い方たちに対してどういうふうな施策をできるかというところも、かなり肝になってくるのかなと思いましたので、御意見させていただきました。

以上です。

○下井会長 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

その他というところに移っていくんですけども、次回の会議日程について、これも事務局お願いいたします。

○坂本国保担当 4番のその他、次回の会議日程になります。

今回は5月の16日木曜日の午後1時半、場所は、第二庁舎会議室で予定をしております。また、近づきましたらば、開催通知を送らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○下井会長 ありがとうございます。次回5月16日になります。あと、その他連絡事項についてということで。

○河島保険年金課長 よろしいでしょうか。答申につきましては、2月の9日の9時半からということで、下井会長のほうに市役所にお越しいただきまして、答申ということになります。

直しに関しては、会長と若林先生のほうで、もう確認で一任ということでよろしいでしょうかね。ありがとうございます。

○下井会長 あと、その他の連絡ということで、会長会の続報、講演会について。

○坂本国保担当 連絡事項です。12月21日の会議でお知らせしました南地区の国保連協会長会の国保講演会につきまして、情報が入りました。稲城市から開催通知届きまして、メール等で皆様にお送りしましたが、2月の16日金曜日午後2時から3時半まで、稲城市役所の隣に地域振興プラザというところがあります。そちらの会議室で「市と大学の連携による地域ケア事業の現状と課題」ということで、大学の先生をお呼びして行うという予定で入っております。もう御参加いただく意思表示されている方もいらっしゃいますけど

も、もしほかにいらっしゃいましたら私のほうで受けますので、帰り際にお声をかけていただければと思います。

以上です。

○下井会長 どうもありがとうございます。ほかに何か、本日にに関して何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特になければ、これで、本当に御面倒、御迷惑をおかけしてすみませんでした。

これで閉会といたします。どうもありがとうございました。

午後2時43分 閉会

---

上記議事録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

多摩市国民健康保険運営協議会 会 長

委 員

委 員